

さいたま市では、さいたまを訪れる外国人観光客の方が過ごしやすい受入環境整備等をおこなった事業等の費用の一部に対して補助金を交付します。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて・・・

インバウンド対応 しませんか？

申請受付
期間

平成29年

6月19日（月）から

7月31日（月）まで

補助金の額

■受入環境整備型

- ・個別申請：補助対象経費の**2分の1以内**で**50万円**を限度
- ・団体申請：補助対象経費の**3分の2以内**で**70万円**を限度

■受入環境機運醸成型

- ・補助対象経費の**3分の2以内**で**20万円**を限度

予算の範囲内での交付となるため、交付額は申請額を下回ることがあります。

補助対象
事業者

市内事業者、商店会など

補助対象
事業

■受入環境整備型

- (1)施設内外に設置される看板又は案内板の多言語化
(多言語が記載される表示面の翻訳、デザイン及び作成・設置に係る費用に限る)
- (2)多言語表記をしたパンフレット、リーフレット、周辺マップ等の作成
(合計500部以上作成する場合に限る)
- (3)メニュー表示の多言語化
- (4)補助対象事業者が自ら開設するウェブサイトの多言語化
- (5)外部ウェブサイトを利用した補助対象事業者の多言語化
- (6)多言語による音声案内の導入
- (7)インターネットへのアクセスポイントの整備
- (8)国際的に対応可能なクレジットカード決済システムの導入
- (9)その他外国人観光客が事業効果を直接享受すると市長が認める事業

■受入環境機運醸成型

- (1)参加者が概ね30名以上の講習会又は研修会等の実施



さいたま市PRキャラクター

詳細はHPで。「申請の手引」がダウンロードできます。

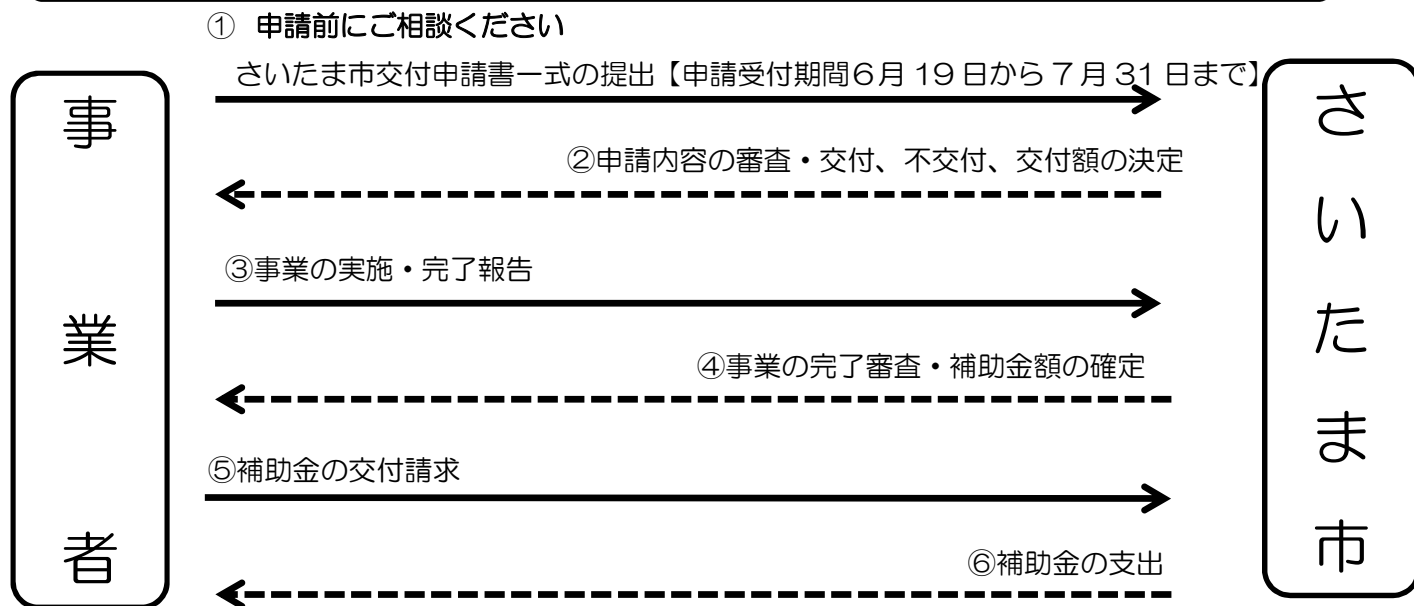
さいたま市 外国人受入 検索 ←

<http://www.city.saitama.jp/004/001/001/p053452.html>

裏面あり

さいたま市外国人観光客受入環境整備及び誘致促進事業補助金

補助金交付手続きの流れ ※「手引」をよくお読みください



①交付申請書一式の提出 【申請受付期間：6月19日（月）から7月31日（月）まで】

申請前に事業計画について、ご相談ください。その後、交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書、収入支出予算書等、他に必要な書類を揃えて、下記の担当課まで、ご持参又は郵送してください。

②申請内容の審査・交付、不交付、交付額の決定

補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、申請書類一式を審査し、補助金の交付・不交付を決定します。併せて交付額も決定します。

予算の範囲内での交付となるため、交付額は申請額を下回ることがあります。

③事業の実施・完了報告

補助金の交付決定後に事業を実施してください。事業実施にあたっては「事業実施計画」「収支予算書」等によって行ってください。事業が完了したときは、事業の完了した日から30日を経過する日又は、平成30年2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第6号）、事業報告書、収支予算書等、他に必要な書類を揃えてご提出ください。

④事業の完了審査・補助金額の確定

事業実績報告書等の内容を審査及び必要に応じて現地調査等をおこないます。事業の完了検査の結果、その内容が補助対象経費と認められる場合は、補助金の額を確定します。

⑤補助金の交付請求

補助金交付決定通知書を受けた事業者は、補助金交付請求書（様式第8号）をご提出ください。

⑥補助金の支出

補助金交付決定額を口座へお振込みします。

担当課
お問合せ

さいたま市 経済局 商工観光部 観光国際課 国際化推進係

TEL：048（829）1236 FAX：048（829）1966

〒330-0064 さいたま市浦和区常盤6-4-4 Email：kanko-kokusai@city.saitama.lg.jp